⑦－2	〃
⑧－1	〃
⑧－2	〃
⑨	〃

⑶　国庫納付等の方法

①	独立行政法人通則法第46条の２第２項の規定に基づく譲渡収入及び同条第３項の規定に基づく簿価超過額の納付
②	独立行政法人通則法第46条の２第２項の規定に基づく譲渡収入の納付
③	〃
④	〃
⑤	〃
⑥	〃
⑦	〃
⑧	〃
⑨	独立行政法人通則法第46条の２第１項の規定に基づく現物納付

⑷　譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額

（単位：円）

①	36,927,150
②	1,926,405
③	352,267,000
④	58,914,000
⑤	33,100,000
⑥	15,500,000
⑦	34,520,000
⑧	62,000,000

⑸　国庫納付等に当たり譲渡収入により控除した費用の額

国庫納付等に当たり譲渡収入により控除した費用は、ありません。

⑹　国庫納付等の額

（単位：円）

①	36,927,150
②	1,087,677
③	248,760,000
④	40,400,000
⑤	43,523,000
⑥	16,000,000
⑦	32,730,000
⑧	62,000,000
⑨	43,000,000

⑺　国庫納付等が行われた年月日

平成23年３月18日に国庫納付しております。

⑻　減資額　（単位：円）

	減　資　額
①	1,637,220
②	1,087,677
③	248,760,000
④	40,400,000
⑤	43,523,000
⑥	16,000,000
⑦	32,730,000
⑧	62,000,000
⑨	73,200,001

（重要な債務負担行為）

翌事業年度以降に支払いを予定している債務負担行為額は、以下のとおりとなっております。

（単位：円）

区　分	工　事　名	金　額
特定地域整備等勘定 特定中山間保全整備事業	農林道工事	1,835,893,050
農用地総合整備事業	橋梁工事等	1,967,035,000
計		3,802,928,050

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

（追加情報）

⑴　行政サービス実施コストに準ずる費用関係

独立行政法人会計基準第24の項目には該当しないが、行政サービス実施コストに準ずる費用は次のとおりであります。

筑波共同利用施設から提供を受けている受益の費用　38,996,300円